	る使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号。以下「積立金法」という。）附則第３条第１項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息に相当する額を除く。）を整理する。
廃炉等負担金	廃炉等実施認定事業者の子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）若しくは親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）が負担すべき金銭として廃炉等積立金に充てるために支払う金額を整理する。

⑯　営業収益

使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	［略］
廃炉等負担金収益	廃炉等実施認定事業者の子会社等若しくは親会社から、廃炉等積立金に充てるために支払われる金額を整理する。

別表第２（第３条関係）

第１表

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金 廃　炉　等　積　立　金	
退　職　給　付　引　当　金 特定原子力施設炉心等除去準備引当金 特定原子力施設炉心等除去引当金	

第２表

使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分 廃　炉　等　負　担　金	
使用済燃料再処理等既発電料支払契約締結分 廃　炉　等　負　担　金　収　益	

	る使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号。以下「積立金法」という。）附則第３条第１項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息に相当する額を除く。）を整理する。
［新設］	［新設］

⑯　営業収益

使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	［略］
［新設］	［新設］

別表第２（第３条関係）

第１表

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金 ［新設］	
退　職　給　付　引　当　金 ［新設］ ［新設］	

第２表

使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分 ［新設］	
使用済燃料再処理等既発電料支払契約締結分 ［新設］	